

独立行政法人国立病院機構盛岡病院における 清涼飲料水等自動販売機の設置・運営者の公募の公示

平成29年4月1日からの当病院内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための清涼飲料水等自動販売機の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

平成29年1月10日

盛岡病院長 菊池 喜博

1. 事業概要

（1）事業名

独立行政法人国立病院機構盛岡病院における
清涼飲料水等自動販売機の設置・運営事業

（2）運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等の利便及び職員の福利厚生のための清涼飲料水等自動販売機の運営の全般を実施する。

（3）貸付（運営）期間

平成29年4月1日～平成32年3月31日（3年間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

（1）企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、清涼飲料水等自動販売機事業について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ④ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- ⑤ 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

①企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

②担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、
その他主要業務の実績

③清涼飲料水等自動販売機の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組
意欲

④運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

⑤賃貸料見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒020-0133 岩手県盛岡市青山一丁目25番1号

独立行政法人国立病院機構盛岡病院 事務部 企画課 契約係

電話019-647-2195（内線215）

(2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間

平成29年1月10日(火)から同年1月31日(火)まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定す
る行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」と同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限

平成29年2月3日（金）12時00分

②登録場所及び方法

「(1)」と同じ（別紙「応募申込書」を持参又は郵送）

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

平成29年2月3日（金）17時00分

②提出場所及び方法

「(1)」と同じ（持参又は郵送）

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2) 契約書作成の要否 …… 要（定期建物賃貸借契約による予定）

(3) 企画書のヒアリング …… 必要に応じて実施

(4) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3. (1)」と同じ

(5) 詳細は、入札説明書による